

「千歳飛行場周辺における移転措置事業のお知らせ」

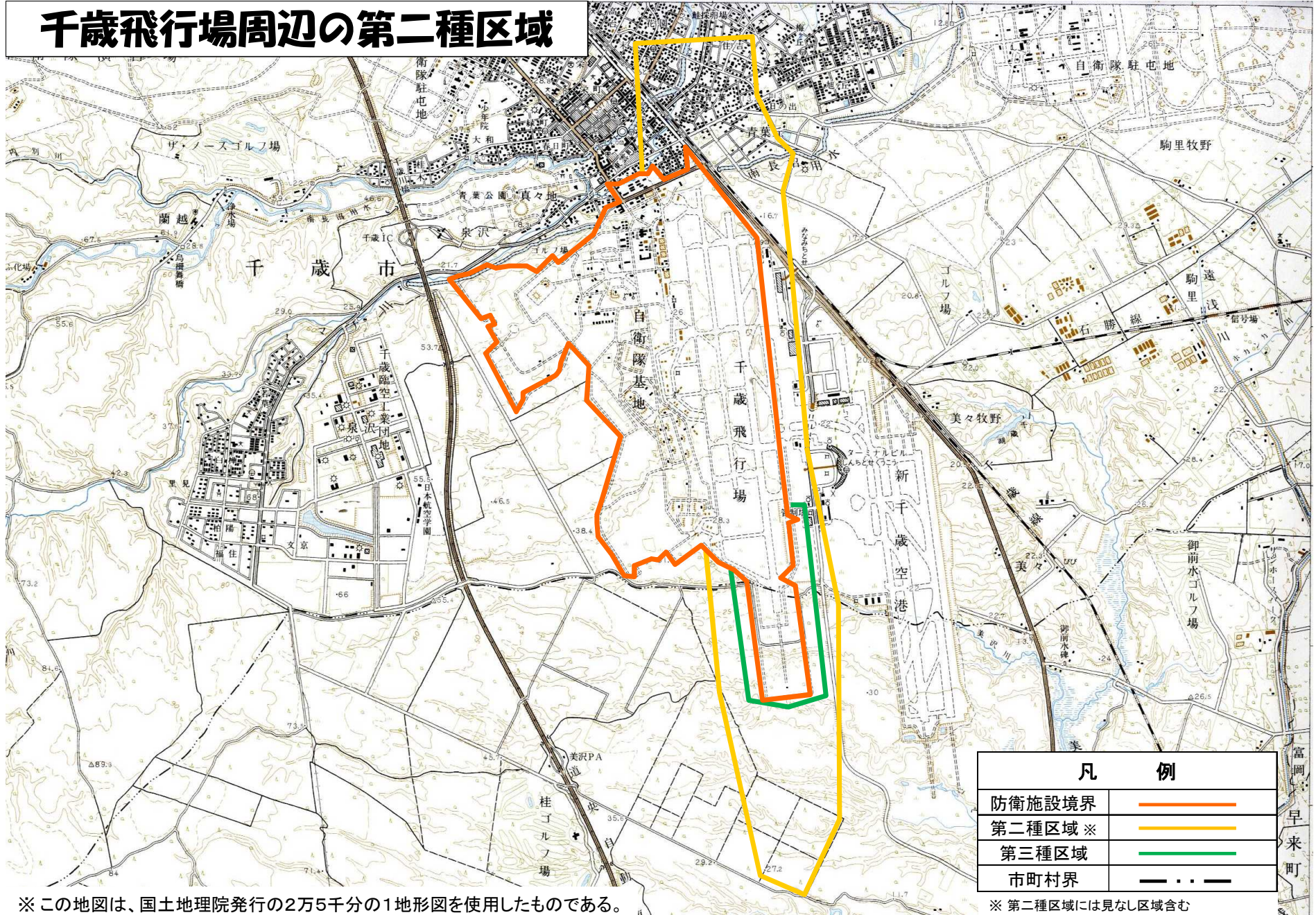
- ◇ 北海道防衛局では、移転措置事業として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、千歳飛行場の周辺地域において、航空機の音響に起因する障害が特に著しい第二種区域を指定し、その区域が指定されたときに現に所在する建物等(建物、立竹木、その他土地に定着する物件)や土地について所有者からの申し出を受けて、移転の補償等を実施しています。
- ◇ 補償の対象となる建物等は、区域指定のときにその区域内に所在するもの、買入れの対象となる土地は、区域指定のときにその区域内に所在し、地目が「宅地」である等の土地です。
 - ※ 千歳飛行場周辺の第二種区域の指定：[昭和47年8月15日](#)
[昭和56年10月31日\(一部地域\)](#)
- ◇ 対象となる区域は、千歳飛行場の南北を第二種区域として指定しておりますが、広域なため、区域内に所在するか否かや、対象となる建物等や土地であるか否かについては当方で確認させていただきますので、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉

- 北海道防衛局 企画部 防音対策課 移転措置係
〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎
電話番号 011(272)7569
- 千歳防衛事務所
〒066-0042 千歳市東雲町3丁目2-1
電話番号 0123(23)3145

その他、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ願います。

千歳飛行場周辺の第二種区域



※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

凡 例	
防衛施設境界	— (thick orange line)
第二種区域※	— (thick yellow line)
第三種区域	— (thick green line)
市町村界	- - - (dashed black line)

※ 第二種区域には見なし区域含む

早来町